

提出 順番	No. 5	平成 28年 8月 24日 午前・ <u>午後</u> 5時 00分受領
----------	----------	---

平成28年8月24日

幕別町議会議長 芳滝 仁 様

幕別町議会議員 板 垣 良 輔



一般質問通告書

次のとおり通告します。

質 問 事 項	質 問 の 要 旨
投票する権利の保障 について	<p>今年6月に選挙権が18歳以上に引き下げられ、翌7月には第24回参議院議員通常選挙が行われました。</p> <p>選挙権の行使、とりわけ投票は、国民が政治に対して主権者として直接的に意思表示する大切な手段です。</p> <p>住民の参政権を保障するためにも、投票しやすい環境を整えることは、自治体の重要な役割だと考えます。</p> <p>1. 知る機会の保障について</p> <p>選挙公報が配布されるのが遅いという声が聞かれます。</p> <p>有権者は、公設掲示板のポスターやメディア報道では得ることのできない情報を各戸に配布される選挙公報によって得ることができます。公職選挙法では、国政選挙の選挙公報は、市町村の選挙管理委員会が選挙期日前2日までに配布することになっています。</p> <p>居住地によって選挙公報の配布の時期が大きく異なると、知る機会の観点から、公正性が損なわれてしまいます。</p> <p>① 選挙公報がより早く配布されるための工夫を。</p> <p>2. 投票する機会の保障について</p> <p>(1) 身体に困難を抱える高齢者の中に、投票所までの移動手段が乏しいため投票を控える方がいます。</p> <p>郵便等による不在者投票の対象者は、身体に重度の障がいがある場合に限られています。支援が必要な有権者に対して、投票の機会を保障する自治体の工夫が必要ではないでしょうか。</p>

	<p>① 投票所の箇所を増やす、投票所までの送迎バスを運行する、投票所のバリアフリー化など、利便性の向上を。</p> <p>② 郵便等による不在者投票の対象者の拡大を国に働き掛けること。</p> <p>(2) 選挙権が18歳以上に引き下げられ、新しく投票権を得た若い有権者の一部に居住の実態がないために投票できないという問題が起きました。今後このようなことのないように対処する必要があると考えます。</p> <p>① 選挙権が与えられない有権者を作らない対策を。</p> <p>② 選挙人名簿に登載されている方が、幕別町以外の指定の投票所で不在者投票をすることができる。あるいは、幕別町内の指定の投票所で、他市区町村の有権者が不在者投票をすることができることについての周知を。</p> <p>3. 開票ミスをなくすこと</p> <p>本町において、参議院議員通常選挙で開票作業のミスがあったことが報道されました。</p> <p>このようなことが起こらないよう、十分な検証と再発防止の取り組みが必要です。</p> <p>① 再発防止に向けた取組の検討は。</p>
--	--

(注) 質問の要旨は、具体的に記載すること。